

議案第 5 号

杉並区農業委員会委員定数条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区農業委員会委員定数条例

杉並区農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 29 年杉並区条例第 17 号）の全部を改正する。

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、杉並区農業委員会の委員の定数を 13 人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に在任する農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任する間は、この条例による改正後の杉並区農業委員会委員定数条例の規定は適用せず、この条例による改正前の杉並区農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会の委員の定数を定める必要がある。